

## 第2回横須賀市屋外広告物審議会

- 1 日 時 平成15年(2003年)3月26日(水)  
午後2時～3時30分
- 2 場 所 横須賀市職員厚生会館 第4研修室
- 3 議 案 (1) 広告協定建築物の認定について(報告)  
(2) 違反屋外広告物の除却状況等について(報告)  
(3) 屋外広告物の許可状況等について(報告)
- 4 出席者 委 員 田口委員 他6名  
事務局 田中都市部長 他4名
- 5 傍聴人 なし
- 6 議事経過 別添のとおり

出席委員氏名

田口敦子	委員長
奥平耕造	委員
川瀬富士子	委員
吉田慎悟	委員
鈴木泰浩	委員
河上俊昭	委員
木下容子	委員

事務局員氏名

都市部長	田中 茂
都市部参事	岡 正郎
景観推進課主幹	越石 光
景観推進課主査	長島 洋
景観推進課事務吏員	加藤 英明

欠席委員氏名

なし

傍聴人氏名

傍聴人なし

○ 委員長

委員の皆様方には、ご多忙中にもかかわらず、ご参集いただきましてありがとうございます。ただいまから、第2回横須賀市屋外広告物審議会を開会致します。

本日は、お手元に配布致しております次第のとおり、3件の報告を事務局から聴取致すこととなっております。

審議会は、市長の諮問に答えるものでありますが、横須賀市屋外広告物条例が施行されて以来2年近く経過しておりますので、横須賀市の屋外広告物行政の現状等について、事務局から報告させるものであります。

よろしくお願い致します。

それでは、議事に入ります前に、会議の成立について報告致します。

横須賀市屋外広告物審議会規則第4条第2項によりまして、会議の成立には、委員の半数以上の出席を要します。

当審議会委員7名のうち現在7名が出席致しておりますので、会議は成立致しておりますことを報告致します。

次に、本日の会議録署名委員を指名致します。前回は、奥平委員と川瀬委員にお願いいたしましたので、順序に従い、今回は、吉田委員と鈴木委員を指名致します。

よろしくお願い致します。

それでは、ただいまから議事に入ります。

報告は、事務局から一括して聴取し、その後に、質問は受けたいと思います。

よろしくお願い致します。

○ 事務局

それでは、次第に従いまして、ご報告させていただきます。

広告協定建築物については、昨年11月、横須賀中央合同ビル（旧丸井部分）が広告協定建築物第1号に認定され、協定に基づき屋外広告物が掲出されておりますので、プロジェクターによりご説明いたします。

違反屋外広告物の除却状況等については、平成13年度及び平成14年度の除却等件数を配布しました資料1でご説明いたします。また、市民ボランティアを活用した「広告景観推進協力員制度」の運用状況や除却等作業による良好な景観形成について、プロジェクター及び配布したパンフレットによりご説明いたします。

屋外広告物の許可状況等については、平成13年度及び平成14年度の許可物件数等を配布しました資料2でご説明いたします。

(順次説明する。)

○ 委員長

ただいまの事務局の説明に対し、何かご質問はありませんか。

○ 吉田委員

市民ボランティアである「広告景観推進協力員」の人数は増えているのですか。

○ 事務局

協力員には、風俗などの違反広告物除去を進める「青少年指導員」、「少年補導員」や町の美化活動を行う「クリーンよこすか市民委員会」といった既存の市民団体や、不動産関係の業界団体などにご理解、ご参加いただき、人数は徐々に増えています。

○ 吉田委員

市民ボランティアの人数が増えて、地域毎に活動できるようになると良いですね。ところで違反広告物は減ってきているのでしょうか。

○ 事務局

残念ながら、違反なはり紙など跡を絶たない状況です。特に、いわゆる「090 金融」といった闇金融のはり紙は、一晩で2百、3百枚と貼られることがあります。

○ 鈴木委員

人通りの多い横断歩道の脇に、立看板を南京錠などで括り付けている違反広告物がありますが、どのように対処していますか。

○ 事務局

最近、バイクの盗難防止用U字型ロックで立看板を道路施設等に括り付けた違反広告物が東京や横浜などで多くみられます。本市でも何件かあり、屋外広告物条例に基づき移動措置を行いました。移動後、掲出者に立看板を返却することができまして、その際には厳しく指導しております。

○ 吉田委員

全国的に、屋外広告物が景観に対して色々と問題となっています。横須賀市の良き取り組みをもっと広報していけたら良いでしょう。

○ 委員長

他にご質問は、ありませんか。

ないようでありますので、以上で、報告に対する質問は終了致します。

さて、本日は報告だけとなりましたが、屋外広告物については全国的に様々な問題があり、他都市の審議会では色々と議論となっております。

については、他都市の動向についてこの場でお話ししたいと思いますので、事務局で資料等あればご説明ください。

○ 事務局

それでは最近の他都市の動向としまして、電車・バスの車体を利用した屋外広告物の規制緩和について、県内他都市の動向を別紙資料によりご説明いたします。

○ 委員長

ただいまの事務局の説明に対し、何かご質問はありませんか。

私は、他都市の審議会委員も務めていますが、神奈川県内だけではなく金沢市、京都市でもバスラッピング広告について議論となっております。

○ 吉田委員

私は東京都の屋外広告物審議会委員をしていますが、東京都では、タクシーの車体に広告が掲載できるようになります。バス車体のラッピング広告の解禁は全国的に広がっています。業界の自主審査によるデザイン規制も行われていますが、デザインの悪い広告が増えてきていると思います。自主審査の基準は、細かく決めてなくてはならないと思います。

○ 木下委員

横須賀市内で見られる「ヒデバス」は、ラッピングバスですね。市民感覚としてよこすからしさがあって良いと思っていました。

○ 田口委員長

他都市においても、地域の情報ならラッピングバスも良いとの市民意見が多いようです。

○ 河上委員

経済不況のためか、バス車体のラッピング広告を依頼してくる企業もある。1台の制作費は250万円くらいと聞いている。

○ 鈴木委員

経済効果としては、ラッピングバスも良いと思う。

- 田口委員長  
それほど広告需要がないとも聞いています。神奈川中央交通などは、現状では全バスの1割に満たない程度しか広告依頼がないそうです。
- 吉田委員  
東京都では予想以上に広告依頼があるそうです。
- 河上委員  
横須賀の地元スポンサーは、ラッピング広告を出さないかもしれませんね。
- 田口委員長  
他にご意見がないようでしたら、以上で第2回横須賀市屋外広告物審議会を終了致します。

- また、バス停留所の上屋について、従来は道路占用の規制で認められなかったバス停留所の上屋への広告物の掲出が、広告掲載料を施設の維持管理費に充てるという目的で認められるようになりました。

事務局

挨拶、都市部長異動報告。

- 事務局

挨拶

- 事務局

横須賀市で行っている「広告景観推進協力員制度」や違反広告物に対する「移動措置」については、他の自治体から照会や視察があり、同様の制度を取入れた自治体もあります。